

お中元の購入に係る費用

Q : 今年もお中元の季節となりましたが、当社も日頃お世話になっている取引先への贈答を考えています。経費削減の折、1件当たり3,000円程度までのものを検討していますが、このような少額のものについても交際費として処理する必要がありますか？

A : 金額の多寡に係らず、全額を交際費として処理する必要があります。

【解説】

法人税法では、冗費の支出を抑制し、資本の充実を図るという目的で、一定限度額を超える交際費の支出をした場合には、その超える金額は損金の額に算入しないという規定を定めています。

この場合の交際費には、得意先、仕入先等法人の利害関係者の歓心を買うために行う接待、供应、慰安、贈答等に関連して支出する一切の費用が含まれますから、「お中元」のように、明らかに取引先に対する贈答を目的として支出する費用については、たとえ少額のものであっても、全額を交際費として処理する必要があります。

なお、損金の額に算入できない金額は、資本金1億円以下の法人については次の限度額を超える金額、資本金1億円超の法人については支出交際費の全額とされています。

【限度額】

- a. 交際費等の金額が年400万円以下の場合
…支出交際費等の金額×90%
- b. 交際費等の金額が年400万円超の場合
…400万円×90%=360万円

